

第8回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和5年1月25日(水)

開催場所 菖蒲総合支所4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時27分

第8回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第31号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第32号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第33号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第34号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 17名

| | | | | | |
|------|-------|---------|------|-----|---------|
| 会 長 | 長 谷 川 | 勲 君 | 会長代理 | 鈴 木 | 好 雄 君 |
| 1 番 | 杉 田 | 孝 行 君 | 2 番 | 岸 田 | 一 男 君 |
| 3 番 | 池 田 | 庄 司 君 | 4 番 | 岡 田 | 武 君 |
| 5 番 | 川 鍋 | 優 君 | 6 番 | 柴 崎 | 行 雄 君 |
| 7 番 | 高 橋 | 真 一 君 | 8 番 | 大 澤 | 一 樹 君 |
| 9 番 | 渡 邊 | 敏 男 君 | 10 番 | 小 沼 | 健 司 君 |
| 12 番 | 坂 卷 | 昭 一 郎 君 | 13 番 | 宮 城 | 与 四 郎 君 |
| 14 番 | 野 口 | 和 幸 君 | 16 番 | 坂 卷 | 泰 子 君 |
| 17 番 | 早 野 | 公 夫 君 | | | |

欠席委員 2名

| | | | | | |
|------|-----|-------|------|-----|-------|
| 11 番 | 高 橋 | 七 海 君 | 15 番 | 籠 宮 | 信 寿 君 |
|------|-----|-------|------|-----|-------|

推進委員

| | | | | | |
|------|-----|-------|------|-----|---------|
| 久喜 1 | 平 林 | 勝 博 君 | 久喜 4 | 齋 藤 | イ ツ 子 君 |
|------|-----|-------|------|-----|---------|

事務局

| | | | | | |
|------|-----|-----|------------|-----|-----|
| 事務局長 | 渋 谷 | 修 | 副主幹 兼係長 | 村 田 | 直 洋 |
| 主 任 | 黒 須 | 一 宏 | 主 事 | 横 山 | 玲 央 |

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（渋谷 修君） それでは、第8回農業委員会総会を始めます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、高橋七海委員さんと籠宮委員さんのほうから欠席という連絡をいただいております。

それでは、まず初めに長谷川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。16番、坂巻委員、17番、早野委員、お願いいたします。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いいたします。

○事務局長（渋谷 修君） それでは、議案書の3ページを御覧ください。前回の農業委員会から本委員会までの経過について2件ご報告いたします。

初めに、1月18日です。埼玉県農業委員会職員事務研究会及び埼玉県農業会議主催によります改正農地法の運用等に関する説明会がオンラインにおいて開催され、村田副主幹のほうが出席いたしました。内容につきましては、農地法関係事務に係る処理基準についてほか記載のとおりでございます。

次に、1月20日です。埼玉県農業会議主催によります令和4年度第2回農業委員会サポートシステム操作研修会がさいたま市のコルソにおいて開催され、横山主事が出席いたしました。内容につきましては、サポートシステムのC S V一括更新ほか記載のとおりでございます。

報告は以上となります。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について、何か質問がございましたらお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第28号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページ、申請書番号222308、譲受人は鴻巣市在住の方、譲渡人は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の田2筆、合計4,117平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を1万440アール耕作しており、取得後につ

きましては水稻の作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書の5ページと6ページ、申請書番号223304、223305は譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。譲受人は新井在住の方、譲渡人は223304番は東京都町田市在住の方、223305は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、223304番が高柳地内の畑3筆、合計2,048平米です。223305番は高柳地内の畑2筆、合計875平米でございます。権利の内容は、いずれも売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を2,838アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

以上3件、いずれの申請者も所有農地について全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を満たす内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（高橋眞一君） 7番、高橋眞一です。1月20日に岡田委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号222308、申請地は県道312号線、下石戸上菖蒲線の沿線沿いにあります森下緑地グラウンドから北西に約500メートルの方向にある埜の田の揚水場と地元の方が呼んでおります揚水場のほう、そここのところから北に500メートルと150メートルほどのところに2枚位置しております。見学視察した当日は、稲作が行われていた形跡があり、また刈取り後の稲の切り株がそのまま残っておりました。書類上手続きの後、引き続き農業を営むということなので、問題はないように思われます。そのように判断をいたしました。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

鈴木委員。

○18番（鈴木好雄君） 18番、鈴木です。申請書番号223304番及び223305番については、譲受人が同一であり、申請地は隣接しているため一括して説明いたします。

申請地は、栗橋西小学校から南に500メートルほどの場所に位置しております。農地の状況ですが、畑で耕うん済みでした。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの高橋委員、鈴木委員さんからの調査報告について、質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第29号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の8ページになります。申請書番号221548、譲受人は吉羽1丁目に事務所を置き、市内において知的障害者グループホームを運営している法人となります。譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑2筆、田2筆、合計758平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります障害者共同生活介護住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、障害者の自立した生活の実現のためのグループホームを運営しておりますが、年々利用者が増加しており、現在定員に対して空きが僅かしかかないことから、新たな施設を建築したいと考え、適地を探していたところ、当該申請地の所有者である譲渡人から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221549、譲受人、譲渡人ともに江面在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の田1筆、432平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農業用施設建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在兼業農家として営農しておりますが、父が高齢のため農業を引退し、引き継ぐこととなり、また譲受人自身も会社を退職し、専業農家として経営していくこととなりました。今後事業拡大に伴い、農機具の保管場所や収穫したものの一時保管場所が必要になることから、譲受人の実家にも隣接する当該申請地へ農業用施設を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の9ページ、申請書番号221551、譲受人は宮代町在住の方、譲渡人は北青柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、北青柳地内の田1筆、畑1筆、合計538平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、家財道具も増え、現在の住まいでは手狭になってきたことから、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号222518、譲受人は菖蒲町小林に本店を置き、運送業等を行っている法人となります。譲渡人については菖蒲町小林在住の方ほか3名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町柴山枝郷地内の田3筆、合計1,145平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定及び所有権移転によります駐車場を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在の営業所については敷地が狭く、車両の出し入れの際に大変苦勞し、また来客用の駐車スペースを確保することも困難な状況となっております。今回近隣で土地を探していたところ、現在営業している隣地の所有者から了承が得られたことから、駐車場のため敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号223535、譲受人については宮代町に本店を置き、不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、北広島在住の方となっております。土地の表示につきましては、北広島地内の畑1筆、325平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域に隣接しており、駅や県道さいたま・栗橋線からも距離が近いなど、交通利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は1棟の建売住宅を販売する予定となっております。

続きまして、議案書10ページ、申請書番号223536、譲受人は加須市に本社を置き、土木業などを行っている法人となります。譲渡人は高柳在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑3筆、合計2,269平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間が3か月間となっております。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地は、現在耕作を行っておりますが、隣接する道路よりも耕作面が低いため、耕作しづらい状況であることから、盛土、整地等を行い、耕作面を上げて耕作機械の入りやすい状態で利用したいとする農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れるいわゆる天地返しによるものでございまして、掘削の深さが60センチ、現況面より40センチから50センチまでかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、加須市のストックヤードに保管してある建設現場で発生した一般建築残土であり、農地改良後は野菜の作付を予定しているとのことでございます。

以上6件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。1月20日に野口委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号221548、資料4の申請地は久喜の工業高校から北に約900メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が用水、北西側が田、東側は田、南側は住宅となっております。被害防除につきましては、周囲にブロックを設置し、排水については合併浄化槽14人槽を1基設置して水路に接続するため、被害を及ぼすことはないと思われれます。

続きまして、申請書番号221549、資料5の申請地は、日本信号久喜事業所から東に約300メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が住宅、南側は畑、東側は市道、西側が住宅となっております。被害防除については、周囲にブロック4段積みでフェンスを設置することになっており、被害を及ぼすことはないと思われれます。

続きまして、申請書番号221551、資料6の申請地は、JA南彩久喜江面支店から北西に600メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が畑、西側は住宅、南側は住宅、東側は市道となっております。被害防除については、周囲のブロック5段積みを設置し、排水については合併浄化槽を設置して水路接続するため、被害を及ぼすことはないと思われれます。

以上3案件については、申請書及び現地状況から許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 続きまして。

○7番（高橋眞一君） 高橋です。同じく1月20日に岡田委員さんと現地調査を行いました。

申請書番号222518、資料の7番です。申請地は、菖蒲町小林のお寺、正眼寺から東方向に100メートルのところのところに位置しており、また県道5号さいたま・菖蒲線にその2枚のうちの1枚が接しております、もう一枚は申請者の敷地北西に位置しております。それぞれ現状畑地で、作物等は作られてはおりませんでした、きれいに耕され、また草はきれいに管理されておまして、改良後、要綱にのっとった範囲内となっております周囲の農地に及ぼす影響はないものと思われれます。

○18番（鈴木好雄君） 18番、鈴木です。21日の日に坂巻委員さんと現地の調査をしてまいりました。それでは、報告

いたします。

申請書番号223535、申請地は栗橋南小学校から北へ300メートルほどに位置しております。周囲の状況は、北側が宅地、東側が宅地、南側が公園、西側が市道となっております。被害防除については、排水は合併浄化槽を設置し、水路に接続、隣接地との境界には新設のコンクリートブロックを設ける計画となっているため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

申請書番号223536、申請地は、栗橋西小学校から南西へ500メートルほどに位置しております。周囲の状況は、北側が宅地、東側が市道、南側も市道、西側が宅地となっております。農地改良後の仕上がりについては、土盛りの高さ、のり面、素掘りの側溝等は県の要綱に規定された範囲内になっているため、周囲の農地に被害を及ぼすことはないと思われま

本案件につきましては、申請地及び現地の状況から許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの3人の委員からの調査報告について質問をお受けいたします。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 1点教えていただきたいのですが、資料9で盛土をする箇所にお墓がありますが、お墓は地主さんとお墓の所有者は一緒ですか、それだけです。それ説明を。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。

この墓地については、地主さんの代々のお墓と聞いております。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○2番（岸田一男君） ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第30号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第30号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第30号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の11ページ、12ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

でございます、1件提出されております。

申請書番号222501、土地の表示については菖蒲町台地内の田2筆、合計842平米でございます。こちらの対象地につきましては、令和4年の4月28日に、県の発注する庄兵衛堀川の氾濫を防ぐための排水路を整備するに当たり、受注者の工事現場の仮設事務所、駐車場を設置するための一時転用として、農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。許可当時の譲受人については、当該申請地に工事現場、仮設事務所と駐車場のための一時転用として、令和4年5月から11か月間の期間での予定でしたが、その後の状況が変わり期間を4か月間延長して、令和5年の7月31日までとして計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、当時の目的達成が困難なこととなったことについて、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また申請地は農地に接しておらず、周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条1項の規定による許可の取消を講ずる必要はないものと判断しております。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第30号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第31号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第31号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

なお、鷲宮2番については、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第31号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の14ページになります。今月は11件の申出を受けておりまして、うち新規案件6件でございます。それでは、鷲宮の2番を除き、新規案件についてご説明させていただきます。

申請書番号、久喜51番、52番は借手が同一のため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地が上清久ほか地内の畑6筆、合計3,040平米でございます。借手は上清久在住の方、貸手は六万部ほか在住の方となっております。設定する利用権は使用貸借権の設定、普通畑5年間を予定しているものでございます。

申請書番号、菖蒲の112番、利用権を設定する農地は菖蒲町小林地内の田3筆、合計6,821平米でございます。借手は江面在住の方、貸手は樋ノ口在住の方となっております。設定する利用権は賃貸借権の設定、水稻作付3年間、賃借料が反当たり2万円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲113、栗橋の21番、22番は借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用

権を設定する農地が菖蒲町柴山枝郷ほか地内の田3筆、合計7,797平米でございます。借手は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手が菖蒲町柴山枝郷ほか在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は賃借権の設定、水稲作付10年間ほか、賃借料が反当たり6,300円ほかを予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が鷺宮の2番を除いて、新規、再設定合わせて16筆、2万1,766平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上となります。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思っております。

なお、菖蒲113番、栗橋21番、22番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

初めに、久喜51番、52番の借手につきましては、久喜1地区の平林推進委員さんよりお願いします。

○久喜1（平林勝博君） 平林です。久喜の51、52なのですが、借手の方は説明にもありましたように、上清久在住の方です。現在の耕作面積、表にもありますとおり1,257アール、かなり大規模にやっております。従業者も親子、家族ということで4名でやっております。基本的には水稲をやっておりますが、今回畑ということで申請ありますけれども、畑のほうも拡大していくようなこととございます。地域との関係もよく、かなり大規模にやっておりますので、地域の有名人なのですけれども、大々的にやっている人ということで、事業の拡大も含めて鋭意活動を進めているところでございます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲112番の借手の方につきましては、久喜4地区の齋藤推進委員さんよりお願いします。

○久喜4（齋藤イツ子君） 齋藤です。よろしく申し上げます。今回利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市江面にお住まいの方で、現在は水稲を1.6ヘクタール耕作しており、全て良好に管理されております。この方は、地域との関係もよく、地域の中心となる若手担い手として営農活動をされています。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で鷺宮2番を除く新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、鷺宮2番を除き、議案第31号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

次に、鷺宮2番に移ります。

農業委員会等に関する法律の規定する議事参与の制限により、宮城委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔13番 宮城与四郎君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いただきます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、鷲宮の2番、利用権設定する農地は、中妻地内の畑2筆、合計3,894平米
ございまして、借手、貸手ともに中妻在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、梨の作付5
年間、賃借料が反当たり3万8,461円を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。以上で報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲の君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、鷲宮2番について、原案に賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

宮城委員の入室を認めます。

〔13番 宮城与四郎君着席〕

◎議案第32号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第32号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第32号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書の16ペー
ジ、17ページになります。

初めに、議案書の16ページから17ページまで、久喜の4番、設定を受ける農地が江面ほか地内の田30筆、合計2万
5,160平米でございます。借手の方は江面在住の方で、現在水稲及び野菜を合計169アール耕作しており、良好に耕作
管理されております。設定する権利が使用貸借権、水稲作付5年間ほかとなっております。

続きまして、菖蒲の28番、設定を受ける農地が菖蒲町柴山枝郷地内の田1筆、2,676平米でございます。借手の方が
菖蒲町小林に事務所を置く法人で、現在水稲及び野菜を合計で2,624アール耕作しており、良好に耕作管理されてお
ります。設定する権利が賃貸借権の設定で、水稲作付10年間、賃借料は反当たり6,300円となっております。

続きまして、栗橋の8番、設定を受ける農地が栗橋3丁目ほか地内の田2筆、合計5,614平米でございます。借手の
方は、桜田4丁目在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で5,121アール耕作しており、良好に耕作管理されてお
ります。設定する権利が賃貸借権の設定で、水稲作付6年間、賃借料が反当たり5,000円となっております。

続きまして、栗橋9番、設定を受ける農地が高柳地内の田1筆、341平米でございます。借手の方は、新井在住の方
で、現在水稲及び野菜を合計で1,190アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利が賃貸借権
の設定で、水稲作付5年9か月間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

久喜市農用地利用配分計画の原案についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。

早野委員。

○17番（早野公夫君） 議案書の16ページの利用権配分計画の中で、久喜4なのですけれども、昨年これ一回農地中間管理機構のほうにありましたよね。その後これ農地中間管理機構から久喜市江面の方ということで、今回また新たに借手の方が代わったということ、そういうことでよろしいですか。その中で、この方はまだ認定農業者のほうは取っていないですよね。取ったのですか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 取っております。

○17番（早野公夫君） 分かりました。では、これからは江面地区の耕作とか、そういうところであって、次の担い手としてこの方がどういう形で耕作していくか、これからも所有者から一回農地中間管理機構に貸し付けて、農地中間管理機構からこの方が借りるという形、そういうふう理解してよろしいですか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、説明願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） はい、この方は恐らく先月、認定農業者の申請を出して、取っている感じですが今日も利用権の設定がいっぱい出ているのですけれども、今後所有者の方から借りたいとか貸したいというのが申出があって、農地中間管理のほうに出して、恐らく農地中間管理機構のほうもこの方が、江面地区をやっていたと把握しているので、この方にお声がけをしたりとかというのはあるのかなと思います。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○17番（早野公夫君） 分かりました。

もう一つ、これからのことなのですけれども、久喜市江面地区もかなり不耕作のところがありまして、そういうところを解消したときに、農地中間管理機構のほうに一回預けて、それから認定農業者のこういう人が借りるという形を取れば、不耕作のところも少なくなってくるという感じですね。分かりました。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。では、そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第32号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の19ページ、農地法第4条の届出でございます。今月は2件の農地法第4条の届出を受理しております。市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書21ページから23ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月は7件の農地法第5条の届出を受理しております。いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の25ページ、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は2件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書27から32ページまで、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は16件の合意解約に係る通知が提出されております。

報告についての説明は以上となります。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。

何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今月は、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関して意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、郵送でお配りさせていただいておりますA4コピーのもので、表側に農業経営改善の認定に係る意見についてと書かれておりますものを御覧ください。こちらについては、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市に対して改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たって、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の認定を求められているものでございます。

資料でございますとおり、1件の申請が提出されております。現在の作付は1,030アール、目標とする営農類型が水稲、麦、梨の複合経営でございます。作付面積1,030アールを維持する計画になります。年齢が71歳、申請者は令和4年の、去年11月16日まで5年間認定農業者でありましたが、手続の都合により今回再度申請をしたものになります。作付作業の見直しや梨を優良品種に変更するなど生産の合理化を図ることを目標にしており、また複式簿記を導入し、経営管理の合理化を図るものとのことでございます。今現在地域の中心となる担い手として活動されていることから、認定して支障のないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま説明がありました。

何か質問がございましたら、お受けいたします。

杉田委員さん。

○1番（杉田孝行君） この中で梨が30アールというふうになっておるのですけれども、1.5トンということではいいのですけれども、梨も年々生産者も少なくなってくるわけですから、この中に数名の方が梨生産しておりますけれども、10アール当たりでも百四、五十万は収入が上がるのではないですか。なので、全部年間所得、この1,030アールを含めて100万円というのはちょっと少ないのではないかなと思うのです。この後ろのページを見ていただくと、機械をこれだけ購入してお金はどこから出ているのだろうって、ちょっと経営的に分からないということで、例えばお米にしても、今年のお米って10アール当たり最低7俵にしても60キロで9,000円ぐらいと思います。すると、10アール当たり6万3,000円ぐらいになりますから、10ヘクタールだと160万ぐらいになるのではないかなと思うのです。この辺はしっかり、認定農業者に申請しているわけですから、はっきりした経営状況を書いていただいて、農業経営に努めていただければと思いますので、よろしく願います。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、説明願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 多分それぞれ表自体は市の農業振興課のほうと協議しながら策定したもので、こちらのほうに上がってきたものと思います。杉田さんの今あった意見については、市の担当の農業振興課のほうには報告させていただきたいと思います。よろしく願います。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

そのほかに質問がありますか。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 所管が違って申し訳ないのですけれども、認定農業者になるメリットというのはどういうところがあるのでしょうか。というのは、私今年の7月に農業委員になりまして、認定農業者の関係が四、五件出てきました。この認定農業者になるメリット、所管が違うのでしょうかけれども、何がいいのですか、何がメリットがあるのか、それをちょっと教えてもらいたいです。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、説明。

○1番（杉田孝行君） 私が説明してもよろしいですか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） はい。

○1番（杉田孝行君） 何にしる認定農業者が上がっておりますけれども、私も認定農業者なのですけれども、農業ですからトラクター、コンバイン、田植機等々含めた農業機械を購入するときに、認定農業者だと国、県からやっぱり若干の補助もつくし、優遇されるというのが1つの大きなメリットですね。あと何かのいろんな面で認定農業者ですと、経営的にも県の経営指導課から状況なりをアドバイスいただくというのものもあるというような状況です。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

岸田委員さん、よろしいですか。

○2番（岸田一男君） はい。杉田さんに教えていただいて、ありがとうございます。事務局のほうは何かありますか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） では、特に農業のいろいろな補助金が受けられるというのはもちろんあって、1点言うならば、あとは農業委員会の中で言うならば、実は国のほうからの農業委員さんの選任については、農業委員会の中で過半数を超えていなければいけないという要件はあるのです。なので、そういった面からすれば農業を続けて認定農業者になるというのもあります。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○2番（岸田一男君） はい。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、六万部在住の農業者の方から提出されました農業経営改善計画につきましては、今後農業経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれることから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。

岸田委員さん。

○2番(岸田一男君) 1つお尋ねしたいことがあります。実は私は南彩農協のほうに所属しておりまして、栗橋さんはみずほ農協なのですけれども、南彩農協のチラシとか広報を配られまして、その中に農地を使わせてほしいという業者にご注意くださいという、こういうプリントが入っているのです。この問合せは各農業委員会事務局に問合せしてくれというのを書いてあるのです。その辺は、農業委員会はどのように把握しているのか、久喜だけ農業委員会に聞けと言われても困るでしょうけれども、実際これが入ってしまっているのです、その辺はどういう意見の集約を見ているのか、またこういう事例があるのかどうか、その辺をちょっと教えてください。

○会長(長谷川 勲君) 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) そうですね、恐らくですけれども、それについて今月号に掲載するとかですかね、そういう照会がこちらにあったかという、ないのです。ただ、恐らく何年前とか当初から多分JAさんのほうから依頼があって、こういうこと掲載しますよというのがあったのかなと思います。それで、引き続き掲載しているような状況かなというところよろしいでしょうか。

○会長(長谷川 勲君) よろしいですか。

○2番(岸田一男君) 分かりました、ありがとうございます。

○1番(杉田孝行君) 特に産廃でしょう、産廃に気をつけましょうというのでしょうか。

○副主幹兼係長(村田直洋君) そうです。

○会長(長谷川 勲君) そのほかに何かありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) では、なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時27分

○会長(長谷川 勲君) 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和5年1月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 坂 卷 泰 子

署 名 委 員 早 野 公 夫